

F A X 送 信 の ご 案 内

平成 2 2 年 6 月 3 0 日

愛媛県社会保険労務士会
会員各位

健康保険、厚生年金保険 資格取得時に決定した
報酬の訂正について

事務局運営につきましては、平素より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび別添のとおり松山西年金事務所から発せられましたのでお知らせします。

なお、別添通知は松山西年金事務所から発しておりますが、取扱い内容は、県下統一したものである旨申し添えます。

(本紙を含み 2 枚)

〒790-0813

松山市萱町 4 丁目 6 番地 3

愛媛県社会保険労務士会 事務局

三好清春

シャロウシ

TEL (089) 907-4864

FAX (089) 923-1133

松西年発第 0630006 号

平成 22 年 6 月 30 日

愛媛県社会保険労務士会会長 殿

松山西年金事務所長

資格取得時に決定した報酬の訂正について

平素より年金機構の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、被保険者が資格取得した際の標準報酬月額の設定方法については、厚生年金保険法第 22 条、健康保険法第 42 条により定められており、資格取得時に届出した報酬と実際の給与支給額が大幅に相違している場合、厚生年金保険法第 24 条第 1 項、健康保険法第 44 条第 1 項における「・・・算定した額が著しく不当であるときは・・・」を根拠とし、資格取得時に届出した報酬と資格取得後 3 ヶ月の給与実績を比較し、標準報酬月額が 2 等級以上の差が生じている場合には資格取得時に遡って実際の給与支給額の 3 ヶ月平均額に訂正していたところです。

今般、日本年金機構本部より資格取得時の報酬訂正の基準として、固定的賃金の算入漏れや計算誤りがあった場合のみであり、資格取得時に見込んでいた残業手当が、実際に支給された残業手当と著しい差異が生じたとしても、資格取得時の報酬訂正は行わない（定時決定時に改定する。）旨の統一見解がありました。

つきましては、当県においても平成 22 年 7 月 1 日資格取得分より同様の取扱いとすることといたしますので、受託事業所への周知方よろしくお願いいたします。

